

# 令和3年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日 時：令和4年3月23日（水）

午後2時から午後4時まで

開催方式：Microsoft Teamsを利用したWEB会議

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

(1) 委員の退任及び就任について（新委員の紹介） …資料1

(2) 制度の現状及び令和3年度の取組について …資料2

### 4 審議事項

令和4年度の取組案について …資料3

### 5 閉会

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	役職名等
有識者 (2)	安原 青兒	九州保健福祉大学元教授
	柏田 高宏	宮崎県社会福祉士会会員
福祉サービス提供者 (4)	河野 良典	宮崎県老人福祉サービス協議会 理事・通所介護部会長
	黒木 邦人	宮崎県障害者支援施設協議会 副会長
	児玉 由美	宮崎県保育連盟連合会 副理事長
	谷山 伸介	宮崎県児童福祉施設協議会 副会長
福祉サービス利用者 等 (1)	土屋 良子	宮崎県手をつなぐ育成会 副会長
行政等 (1)	小川 雅彦	宮崎県福祉保健部次長

資料 1

委員の退任及び  
就任について

### 児嶋委員及び元木委員の退任並びに 谷山委員及び土屋委員の就任について

宮崎県児童福祉施設協議会副会長であった児嶋草次郎委員より、今年度、当該副会長から退任したことに伴って委員を退任したい旨の連絡があり、後任の副会長である谷山伸介氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

また、宮崎県手をつなぐ育成会副会長であった元木みつ子委員についても同様に、今年度、当該副会長から退任したことに伴い、後任の副会長である土屋良子氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

これにより、事務局では令和4年1月7日付け文書により谷山伸介氏及び土屋良子氏に委員の委嘱（任期は前任者と同じ令和5年3月31日まで）を行い、今回の委員会から御出席いただいたので、報告する。

新委員	旧委員	役職名等
谷山 伸介	児嶋 草次郎	宮崎県児童福祉施設協議会 副会長
土屋 良子	元木 みつ子	宮崎県手をつなぐ育成会 副会長

## 資料 2

# 制度の現状及び 令和 3 年度の取組 について

# 1. 福祉サービスの質と第三者評価事業

## 利用者本位の福祉サービスを実現する

〈社会福祉法の規定〉

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(経営の原則等)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

⇒ 福祉サービス第三者評価事業の根拠

# 第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（厚生労働省通知）

## （２）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。



- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。
- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

# 各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、30万8千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長 (新型コロナウイルスへの対応)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

# 各分野の評価基準ガイドライン策定状況

- 各福祉施設・事業所（社会福祉事業）の種別等の特性や専門性を踏まえた福祉サービス・支援内容に関する付加する評価項目

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、 訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知（新規）
社会的養護関係施設	児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） ⇒平成30年3月通知（改定）
	児童心理治療施設 児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） ⇒平成30年3月30日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業 児童自立生活援助事業	平成22年3月通知
厚生事業	婦人保護施設	平成18年6月通知
	救護施設	平成30年9月20日通知（新規）

## これまでの取組等について

## 1 受審数実績

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	0	1	12
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	2	2	17
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	0	0	21
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	3	51

※R3の実績数は見込。

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況 (対象施設数 20)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※
0	6	10	2	2	9	3	3	3	2

※R3の実績数は見込。

(R3は新型コロナウイルスの影響で1年延長された。)

## 2 評価機関

## (1) 概要

名称	所在地	評価件数 (H21～)	調査者数 (R3. 4. 1時点)
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会	宮崎市	23	14
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	15	16
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	13	11
計		51	41

## (2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	1	0	23
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	1	3	15
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	13
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	3	51

※R3の実績数は見込。

## 1 本県の令和3年度 of 取組状況

## (1) 通所系施設の評価

これまで本県においては、障がい・高齢分野の通所系・訪問系施設の実績がなく、その要因として、「どのサービスがどの基準に対応しているのか分かりにくい」、「障がい・高齢分野の通所系・訪問系施設の研修を受けたことがない」といった意見が評価機関から寄せられた。

## ア 評価基準の体裁見直し

上述の意見に対応するため、評価基準ガイドラインの体裁を次のとおり見直した。なお、サービスごとに該当する評価基準を抽出したものであるため、内容は全国評価基準から変更はない。

また、保育所、児童館、放課後児童クラブの評価基準ガイドラインについては、1つのガイドラインにつき1サービスのみのため、変更していない。

分野	現行	新
障がい	・ 障害者・児福祉サービス版	①居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 障害児入所施設</li> <li>・ 共同生活援助</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul> ②通所系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>・ 障害児通所施設</li> <li>・ 多機能型事業所</li> <li>・ 地域活動支援センター</li> </ul> ③訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul>
高齢	・ 高齢者福祉サービス版	①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム ③軽費老人ホーム ④通所介護 ⑤訪問介護

## (2) 評価調査者向け研修

障がい・高齢分野の通所系施設に対応するための研修を計画した。令和3年度から、就労継続支援A型の基本報酬のスコア評価の一つに第三者評価の受審状況が盛り込まれているため、障がい分野に関する研修を実施した。

当県では実績のない内容の研修となるため、全国社会福祉協議会の研修においても講師実績がある「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に委託し実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、講師は東京からリモートで講義及び事例検討を行った。

また、実地研修の実施が困難であったため、実地研修が必要な養成研修は行わず、継続研修のみ実施した。

### ① 日時

令和3年12月13日（月） 午前9時から午後4時30分まで

### ② 会場

宮崎県福祉総合センター 人材研修館3階 中研修室

### ③ 参加者数

14人（うち、全課程修了者13名）

### ④ 講師等一覧

#### ○事業の状況等

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主任主事 新穂卓広

#### ○第三者評価の目的に沿った評価プロセス及び留意点

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 新津ふみ子

#### ○障害分野の評価項目の理解

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 河原正明

#### ○事例検討（生活介護及び就労支援事業所における評価の実際）

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 新津ふみ子

河原正明

田中真弓

社会福祉法人クムレ 就労継続支援B型クラス管理者 久保巨人

## (3) 施設向け啓発等

令和3年度は啓発研修等を実施していない。

なお、指導監査・援護課内で研修を実施し、これまで行ってきた法人指導監査時の啓発に加えて、施設監査の際にも制度の周知及び受審の啓発を実施した。

## 2 令和3年度の本県の動向

### (1) 評価機関の動向

現在、本県においては3つの評価機関が認証を受け、第三者評価を実施している。

認証番号	評価機関名	認証期間
08-01	(福) 宮崎県社会福祉協議会	R2.6.18 ~ R5.6.17
08-02	(特非) みやざき保健・福祉サービス評価機構	R3.2.24 ~ R6.2.23
09-01	(一社) 宮崎県社会福祉士会	H31.4.1 ~ R4.3.31

#### ア (福) 宮崎県社会福祉協議会の撤退

宮崎県社会福祉協議会から令和3年3月に第三者評価事業を撤退する意向が示され、令和4年3月15日の理事会において関係する規程を改正(削除)することが決議され、撤退が決定した。今後、廃止届の提出がなされる見込み。

なお、同評価機関に所属する評価調査者のうち評価調査者としての活動継続を希望される方については、他の評価機関に移り、活動を継続できるよう手続を行っていく。

### (2) 評価機関の新規認証

新たに評価機関になりたいという相談が令和3年度に2件寄せられた。今後、認証申請がなされた場合は、実地調査等を行った上で、推進委員会で審議を行う。

## 令和4年度を取組案について

## 1 取組の方針

国の施策及び現状を踏まえると、受審率の急激な伸びを期待することは難しいが、今後、国のこども家庭庁の創設により、児童分野において第三者評価のさらなる活用が議論される可能性もある。

しかし、宮崎県社会福祉協議会が評価機関から撤退することにより、県内の体制がこれまでになく脆弱な状態となる。

よって、評価体制を維持・強化するため、引き続き評価調査者向けの充実した研修及び制度啓発を行いつつ、新たな評価機関の認証を目指し、新たな取組として評価機関の公募を行う。

## 2 取組の概要案

## ① 評価調査者等の養成・継続研修

【対象】 評価調査者（及び候補者）等

【取組】 評価調査者（及び候補者）等向けの研修を本県独自に開催。

評価技術向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者の確保を目的とする。

○養成研修：1回開催

○継続研修：1回開催

## ② 普及啓発・研修資料作成

【対象】 各事業所

【取組】

○受審証の発行及び県ホームページへの公表

○法人指導監査及び施設監査における制度啓発

○制度に関するチラシの配布

## ③ 評価機関の公募

【取組】 県ホームページにおいて第三者評価機関の募集を行う。

【時期】 令和4年4月から5月末まで（案）

## 3 予算

令和3年度と同程度（全額一般財源）

## 4 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、施設における福祉サービスの質の向上を図る。